

令和4年度第1回燕市障がい者自立支援協議会全体会議録

日時：令和4年8月29日（月曜日）午後1時30分～午後3時00分

場所：燕市役所 つばめホール

【出席委員 13名】【欠席委員 4名】【事務局 9名】

次第

1. 開会

2. 委員・事務局自己紹介

3. 会長・副会長選出

4. 協議事項

(1) 地域生活支援拠点等の整備について

【資料番号1】

(2) 日中サービス支援型グループホームの事前評価について

【資料番号2】

5. その他

6. 閉会

《会議資料》

資料番号1 地域生活支援拠点等の整備について

資料番号2 日中サービス支援型グループホームの事前評価について

1. 開会

【司会者】

本日はご多用のところご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

会議の進行役を務めさせていただきます、よろしくお願いいたします。

それでは、只今より「令和4年度第1回燕市障がい者自立支援協議会」を開会いたします。

本日の出席委員は委員総数の過半数に達しておりますので、燕市障がい者自立支援協議会設置要綱第5条第2項の規定により会議は成立となります。

2. 委員・事務局自己紹介

【司会者】

次第「2. 委員・事務局自己紹介」に移ります。

今回委員改選を行い、任期につきましては令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間となります。よろしくお願いいたします。

初めの方もおられますので、簡単に自己紹介をお願いいたします。

(委員自己紹介)

ありがとうございました。

続きまして事務局を紹介させていただきます。

まず健康福祉部長より自己紹介含めご挨拶させていただきます。

【健康福祉部長】

日頃より燕市の福祉行政にご理解とご協力を賜り、感謝を申し上げます。

第1回燕市障がい者自立支援協議会開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。

まずはこの度、皆様からは、本協議会の委員改選に当たり、委員をお引き受けいただきましたことに、改めて御礼申し上げます。

さて、令和3年度から「燕市障がい者基本計画、第6期燕市障がい福祉計画、第2期燕市障がい児福祉計画」がスタートし、今年度は2年目の中間年度となりますが、市では本計画に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重しながら共生できる地域づくりの取組を進めているところです。

本日、協議をお願いする事項は、地域生活支援拠点等の整備と日中サービス支援型グループホームの事前評価であります。これらは今後、障がい者の重度化や高齢化、親なき後などを見据えた体制づくりを地域全体で進めるうえで非常に重要な課題となります。限られた時間ではございますが、委員の皆様から忌憚のないご意見と活発なご協議をいただければ幸いです。

皆様のご協力をお願い申し上げまして開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

3. 会長・副会長選出

【司会者】

続きまして、会長・副会長の選出についてですが、燕市障がい者自立支援協議会設置要綱第4条第1項において、協議会に会長及び副会長を置くこととされております。委員の互選での選任となりますが、皆様いかがでしょうか。

【委員】

事務局一任

【司会者】

では、事務局案を申し上げます。ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。

【司会者】

特にないようなので、事務局案でよろしければ、皆さまの拍手で承認をいただきたいと思います。

(拍手にて承認)

それでは、会長、副会長今後ともよろしく願いいたします。

それでは、会議に移りたいと思います。

次第4の協議事項からは、燕市障がい者自立支援協議会設置要綱第5条第1項に基づき会長より進行をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

4. 協議事項

【会長】

これ以降の議事につきましては、私の方で進めさせていただきます。

それでは「次第4. 協議事項」になります。

最初に(1)「地域生活支援拠点等の整備について」を協議事項とします。

それでは事務局より資料番号1に沿って説明願います。

【事務局】

《資料1に基づき説明》

【会長】

事務局からの説明が終わりましたが、皆様の方で何か質問や意見はございませんでしょうか。

【委員】

指定を受けなかった相談事業所の利用者が緊急の対応が必要になった場合、どこの相談事業所が対応しますか。

【事務局】

相談支援事業所の中には、拠点の指定を受けていない今の段階でも夜間・休日を含めた緊急の対応をしている事業所があります。相談支援事業所で対応が難しい場合には、拠点コーディネーターが相談を受けることとなりますが、本人のことをよく知る相談支援事業所からもご協力いただきたいと思っておりますので、そういった場合の連携について相談支援事業所と協議を重ねていきたいと考えています。

【委員】

機能の1～3を1つの事業所で対応出来ればいいと思いますが、それが出来ない場合に行政としてのサポート・仲介はありますか。

【事務局】

機能のすべてを事業所で担う必要はありません。事業所が担える機能を選択し、指定の手続きをしてもらえればと思います。拠点整備を通して、それらの機能が結びつくような体制づくりを進めていきたいと考えています。

【委員】

事業所は主に土日は休みですが、夜間休日の対応は可能ですか。また、連絡先はどこになりますか。精神障がい者の場合、いつ何が起こるか分からないので、明記してもらえると助かります。

【事務局】

土日夜間も対応できるような仕組みとしております。

また事業整備後でも、医療関係の対応は医療機関、相談を担当している事業所が指定を受けられれば、その事業所に連絡をお願いしたいです。指定を受けていない場合の連絡先や各連絡先の明記等は整備を進めていく中で検討していきます。

【委員】

相談機能について確認させてください。条件の4つを満たし、相談機能である夜間休日の連絡体制が整っていれば、指定を受けられるということですか。

【事務局】

相談機能のみ、つまり夜間休日の連絡体制があれば指定は可能です。また、連絡体制の中身についても、相談員に直通ではなく、法人内の他部署で一旦連絡を受ける体制でも問題ありません。

【委員】

この事業について、新たに市に申請をするということになりますか。今ある事業所は、必ず申請しなければならないのですか。

【事務局】

もともとサービス事業所は新潟県から指定を受けており、拠点事業につきましてはそれに付随して申請していただくものになります。また、申請は強制ではありません。

【会長】

他に質疑がないようですので、協議第1はこれでご了承いただきたいと思います。

続いて(2)「日中サービス支援型グループホームの事前評価について」を協議題とします。

それでは事務局より資料番号2に沿って説明願います。

【事務局、事業者】

《資料2に基づき説明》

【会長】

事務局からの説明が終わりましたが、委員の皆様からご意見等あればお願いいたします。

【事務局】

本日欠席の委員より4点質問をいただいております。

1点目、管理者及びサービス管理責任者の配置はどうなるのかお聞かせいただきたいです。

2点目、夜間支援従事者で1人以上の常勤配置が必要と思いますが、この計画書に記載のある内容で基準を満たしているという解釈でよろしいでしょうか。

3点目、日中サービス支援型グループホームは、日中にどのような活動、サービスをするのが難しいと思います。貴法人が現在運営する日中支援型グループホームで実際に行っている余暇活動などについて、どんなことをしているか具体的にお示しいただきたいです。

4点目、実施計画書の3ページにある収支計画書(運営費)は1人当たりの収支か全体の収支かお聞かせいただきたいです。

【事業者】

1点目、これから現地周辺地域等にて新規採用させて頂く形になります。管理者、サービス管理責任者はそれぞれ常勤1名を配置したいと考えております。

2点目、制度としては、24時間体制で職員配置となっており、夜間支援従事時間帯もユニット毎に職員を配置しております。制度上は、生活支援員・世話人で常勤職員1名以上となっており、夜間支援従事者のみにて常勤職員が必要になるわけでは無い為、基準は満たしております。

3点目、ご入居者様全員が同じプログラムを同時に出来るかどうかは始まってみないと分かりませんが、基本的にご本人のご意向を踏まえつつ、ご家族様・相談員様と相談しながら活動内容を固

めて参ります。他ホームでは、買物同行、散歩同行、折り紙、塗り絵、風船遊び、ホットケーキ作り、植物栽培、オセロ、季節毎の飾り付けなどを行っております。

4点目、施設の1月あたりの収支をお示しさせていただきました。

【委員】

収支計画書の中にある、人件費、年380万円は少ないと感じますがいかがでしょうか。

【事業者】

月単位での人件費になります。

【委員】

利用者の滞在時間はどのくらいですか。

【事業者】

7時に起床、8時頃に各事業所等に出発、15時から16時の間に事業所等から戻り、18時から食事、消灯22時の予定になります。

【委員】

承知いたしました。

【事務局】

市の意見として4点述べさせていただきます。

まず1点目、建設計画に関しては、近隣住民や関係者などに丁寧に説明をしたうえで進めていただきたいです。

2点目、職員の採用については、介護・福祉人材の確保が難しい状況もあるので、早期に必要な人員の確保に努めていただきたいことと、日中サービス支援型は、より重度の障がいのある人が対象となるので、サービス開始にあたっては事前に余裕を持って必要な職員研修をしていただき、利用者を受け入れるに際し、当初から適切にサービスを提供できる体制をとれるようにしていただきたいです。

また、人材の確保とサービスの質の確保は、事業を継続していくためには必須となるので、非常勤の職員も含めて人材育成に努めていただきたいです。

3点目、虐待防止については、運営本部で作成した動画・テキストにより全職員に研修を実施するとありますが、金銭管理の問題やプライバシーの侵害なども含めて、研修内容を定期的あるいは随時に見直すなどして、事故の発生を未然に防止するような体制構築に努めていただきたいです。

4点目、災害時の対応についてですが、昨今は自然災害が多くなってきています。各種の災害発生に際し、グループホーム利用者の支援が必要なことや夜間の時間帯などは職員が少なくなる状況を踏まえたうえで、日中夜間を問わず適切に利用者の安全を確保できる実効的なマニュアルを整備

し適切に運用していただきたいことと、地元自治会が実施する避難訓練やイベントにも可能な限り参加するなど、日頃から地域と連携がとるようにしていただきたいです。

【事業者】

承知いたしました。ありがとうございます。

【会長】

建設予定地の選定理由をお伺いします。また、家賃が高いように思いますが、どのような基準で設定されましたか。

【事業者】

予定地の選定は、まず土地の地主様から依頼があつてから検討となります。今回の建設予定地については、検討した中で、商業施設が近く、住宅も離れすぎていなく、運営上問題なさそうだと判断しました。

利用料金、家賃については、地主様にお支払いする金額一部の20等分になります。重度の障害をお持ちの方を対象に考えており、障害年金1級を受給されている方を想定しているため、利用料金が割高となっております。

【会長】

承知いたしました。

【会長】

他に質疑はありませんか。ご意見ないようですので、協議題2はこれでご了承いただきたいと思います。

5. その他

【会長】

次に「次第5.その他」になります。はじめに事務局からお知らせがあります。事務局お願いします。

【事務局】

事務局から、今後実施予定の福祉関連のイベント2件についてご紹介いたします。

まず、9月23日の「手話言語の国際デー」に合わせて、市民・地域・社会がひとつになって「手話が言語である」ことへのさらなる意識啓発を図るため、市役所庁舎をブルーにライトアップします。これは国際的なイベントであり、世界各地で同日同時間、様々な建物がライトアップされるそうです。時間は、日没15分後から午後10時まで。場所は、市役所庁舎おもいやり駐車場付近とな

ります。なお、本日現在、新潟県内でこのイベントに参加する自治体は、燕市が唯一となっており、当市の手話に対する思いの強さを示すものだと考えております。

もうひとつのイベントですが、昨年も実施した就労系サービス事業所等の紹介及び物販イベントである、つばめバリアフリーフェスを障がい者週間に合わせて行う予定です。障がいと障がいのある人への理解促進を目的とした心のバリアフリー講座も同時開催の予定です。みなさまもぜひご来場ください。

事務局からは以上です。

【会長】

事務局からのお知らせが終わりました。委員の皆様で何かありましたら、お願いします。

【会長】

他に委員の皆様から特にないようであれば、本日も予定していました協議につきましては、皆様のご協力のおかげで、すべて終了することができました。大変ありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しします。

6. 閉会

【事務局】

会長、大変お疲れ様でした。

以上をもちまして、協議会を終了させていただきます。

長時間に渡り協議いただき、誠にありがとうございました。

以上